

生駒市消防本部訓令甲第2号

押印を求める手続きの見直し等のための関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和3年12月23日

生駒市消防長 川端 信一郎

押印を求める手続きの見直し等のための関係消防本部訓令の整備に関する訓令

(生駒市消防手帳規程の一部改正)

第1条 生駒市消防手帳規程(平成6年4月生駒市消防本部訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「受領印」を「受領者名」に改める。

(生駒市消防職員服務規程の一部改正)

第2条 生駒市消防職員服務規程(平成27年8月生駒市消防本部訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号、様式第4号から様式第6号まで、様式第8号から様式第10号まで及び様式第12号中「㊟」を削る。

様式第13号中「命令権者命令印」及び「命令権者振替確認印」を「命令権者」に改める。

(生駒市消防職員衛生管理規程の一部改正)

第3条 生駒市消防職員衛生管理規程(昭和62年7月生駒市消防本部訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条に定める」を「第2条第1項の表に規定する」に改め、「の職員」の次に「並びに生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成19年12月生駒市条例第28号)第4条、地方公務員法(昭

和 2 5 年法律第 2 6 1 号) 第 2 8 条の 5 第 1 項及び地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 1 1 0 号) 第 1 8 条第 1 項の規定により採用された職員」を加える。

別記様式中「㊟」を削る。

(生駒市救急業務運用規程の一部改正)

第 4 条 生駒市救急業務運用規程 (平成 1 0 年 9 月生駒市消防本部訓令甲第 4 号) の一部を次のように改正する。

様式第 5 号中「実施者印」を「実施者」に改める。

様式第 7 号中「㊟」を削る。

(生駒市消防地理及び水利調査規程及び防火管理等の指導に関する規程の一部改正)

第 5 条 次に掲げる訓令の規定中「㊟」を削る。

(1) 生駒市消防地理及び水利調査規程 (昭和 4 2 年 4 月生駒市消防本部訓令甲第 4 号) 様式第 3 号

(2) 防火管理等の指導に関する規程 (平成 2 年 5 月生駒市消防本部訓令甲第 3 号) 様式第 2 号、様式第 5 号、様式第 7 号から様式第 1 1 号まで、様式第 1 6 号及び様式第 1 7 号

(生駒市火災予防査察違反処理規程の一部改正)

第 6 条 生駒市火災予防査察違反処理規程 (平成 2 4 年 6 月生駒市消防本部訓令甲第 3 号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 2 号中「㊟」を削る。

様式第 3 号中「㊟」及び「印」を削る。

様式第 4 号、様式第 5 号、様式第 9 号、様式第 1 5 号、様式第 1 7 号、様式第 4 1 号から様式第 4 4 号まで、様式第 5 2 号及び様式第 5 4 号中「㊟」を削る。

(生駒市火災原因及び損害調査規程の一部改正)

第7条 生駒市火災原因及び損害調査規程(昭和55年6月生駒市消防本部訓令
甲第1号)の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第3号の2、様式第3号の3、様式第4号、様式第6号、
様式第7号の2及び様式第9号中「㊤」を削る。

様式第11号(その1)(表)中「㊤」を削り、同様式(裏)中

「記載要領

㊤のところへ押印してください。印鑑のない場合は、 を
左手人さし指を押なつしてください。 」

「 に改める。

記載要領 」

様式第12号(表)中「㊤」を削り、同様式(裏)中

「記載要領

㊤のところへ押印してください。印鑑のない場合は、 を
左手人さし指を押なつしてください。 」

「 に改める。

記載要領 」

様式第12号の2、様式第12号の3(その1)、様式第12号の3(その
2)、様式第12号の3(その3)、様式第12号の3(その4)、様式第1
2号の3(その5)、様式第13号及び様式第13号の2中「㊤」を削る。

様式第19号(表)中「氏名 ㊤」を「氏名 」に
改め、

「記載要領

- 1 願出人㊤のところに押印してください。
- 2 提出先欄は、り災証明書を提出される関係先の名称を書いてください。 を
(例 ○○市役所、○○保険会社等)
- 3 目的欄は、次のように具体的に書いてください。
(例 火災保険金請求のため、固定資産税減免申請のため) 」

「記載要領

- 1 提出先欄は、り災証明書を提出される関係先の名称を書いてください。

(例 ○○市役所、○○保険会社等)

に

- 2 目的欄は、次のように具体的に書いてください。

(例 火災保険金請求のため、固定資産税減免申請のため)

」

改め、同様式（裏）中

「氏名 _____ ㊟」を「氏名 _____」に、

「

氏 名	_____ ㊟
-----	---------

」を

「

氏 名	_____
-----	-------

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の訓令（以下「旧訓令」という。）の規定により提出されている様式は、この訓令による改正後の訓令の規定により提出された様式とみなす。
- 3 この訓令の施行の際現に存する旧訓令の規定による様式は、所要の修正を加え、なお使用することができる。